

# 令和7年3月 定例教育委員会

日時 令和7年3月24日(月)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第3会議室

## 次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

### 【説明・協議事項】

- (1) 気高地域新設統合小学校整備について [教育総務課] 別冊
- (2) 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部改正について [学校教育課] P. 5
- (3) 鳥取市学校給食費徴収規則の一部改正について [学校保健給食課] P. 10

### 【報告事項】

- (1) 2月定例市議会一般質問等教育長・副教育長答弁要旨について [各課] 別冊
- (2) 令和7年度4月職員人事異動等について [教育総務課] 別冊
- (3) 鳥取マラソン2025の開催について [生涯学習・スポーツ課] P. 15
- (4) 一人一台端末を活用した児童生徒の心身の健康観察「今日の自分予報」について [総合教育センター] P. 17

### 【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
  - [4月] 令和7年4月28日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
  - [5月] 令和7年5月28日(水) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 鳥取県市町村教育委員会研究協議会  
第1回理事会 令和7年4月16日(水) 11:30～12:30 白兔会館



① 行事報告（2月27日～3月24日）

2月	27	(木)		
	28	(金)		
3月	1	(土)	見てみよう！歴史の現場「鹿野城」	鹿野城跡
			カルチャー教室作品展（～30日まで）	因幡万葉歴史館
			ギャラリートーク （展覧会あおやのあんなどここんなどこ関連イベント）	あおや郷土館
	2	(日)	アストロドーム利用促進事業	国府コミュニティセンター
			鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	6階第7・8会議室
			親子で一緒に楽しむ講座「英語のおはなし会」	中央図書館
			ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館
	3	(月)	流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館
	4	(火)		
	5	(水)		
	6	(木)	京都産業大学キャリア実習（6日～9日）	さじアストロパーク
	7	(金)	市民体育館星空観察会（協力ーさじアストロパーク）	鳥取市民体育館
	8	(土)	京都産業大学学生によるプラネタリウム投影（10:30～11:15）	さじアストロパーク
	9	(日)	さじ谷ばなしを楽しむ会	用瀬図書館
			見てみよう！歴史の現場「因幡国庁跡」	因幡国庁跡
	10	(月)		
	11	(火)		
	12	(水)	だっこのおはなし会	青谷地区公民館
	13	(木)	音読教室	青谷地区公民館
	14	(金)	用瀬町成人学級	用瀬町内
	15	(土)	万葉集講座「万葉の恋の歌語り～待つ女のころ」	国府町コミュニティセンター
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	16	(日)	鳥取マラソン2025	鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース
			おうちだにアカデミー「国府町の歴史と文化」	鳥取市歴史博物館
やまびこ館蔵錦絵大集合！			鳥取市歴史博物館	
用瀬町民バスケットボール大会			千代南中学校体育館	
17	(月)			
18	(火)	第2回気高地域学校統合準備委員会	気高町コミュニティセンター大会議室	
19	(水)	第31回星景写真コンテスト入賞作品展（～6月15日）	さじアストロパーク	
20	(木)	2025 JリーグYBCルヴァンカップ	A x i s バードスタジアム	
21	(金)	2月議会閉会		
22	(土)	あおや見どころウォークPart1	あおや郷土館	
23	(日)	ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館	
		ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館	
24	(月)	3月定例教育委員会	6階第3会議室	

②行事予定（3月24日～4月28日）

3月	25	(火)	小・中・義務教育学校 学年末休業日（～3/31）	
	26	(水)		
	27	(木)	鳥取市スポーツ推進審議会	6階第3会議室
	28	(金)		
	29	(土)	お花見ウィークin旧美歎水源地（～4/6）	旧美歎水源地水道施設
	30	(日)	科学工作「親子で作ろう、手作り3D星座」（13:30～15:00）	さじアストロパーク
	31	(月)		
4月	1	(火)	小・中・義務教育学校 学年始休業日（～4/6）	さじアストロパーク
			プラネタリウム春番組「宇宙の疑問にズバリお答え3」（～6月15日）	さじアストロパーク
	2	(水)		
	3	(木)		
	4	(金)	天体観察会「月を見てスマホで撮影しよう」（5日、11日、12日）	さじアストロパーク
	5	(土)		
	6	(日)		
	7	(月)	小・中・義務教育学校 始業式	
	8	(火)	◆小学校・義務教育学校 入学式（午前） ◆中学校 入学式（午後）	
	9	(水)	用瀬町郷土史講座	用瀬町民会館
	10	(木)		
	11	(金)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館
	12	(土)		
	13	(日)		
	14	(月)		
	15	(火)		
	16	(水)	鳥取県市長村教育委員会研究協議会	白兔会館
	17	(木)	児童生徒相談員研修	総合教育センター
	18	(金)	天体観察会「電視観望で春の銀河めぐり・缶バッジ工作」（19日、25日、26日）	さじアストロパーク
	19	(土)	展覧会「旧青谷町合併70周年 旧青谷町役場・青谷町中央公民館所蔵美術品・写真展」（～5/18）	あおや郷土館
	20	(日)		
	21	(月)		
	22	(火)	初任者研修①新規採用養護教諭研修①	総合教育センター
	23	(水)		
	24	(木)		
	25	(金)	用瀬町成人学級	用瀬町内
	26	(土)	国指定史跡鳥取城跡「中ノ御門」完成記念開門式	史跡鳥取城跡「擬宝珠橋」たもと
			やまびこ館クイズラリー（～5/6）	鳥取市歴史博物館
まが玉づくり（4/26～4/28、4/30～5/3、5/5～5/6）			因幡万葉歴史館	
まんれき！クイズラリー（～5/6）			因幡万葉歴史館	
27	(日)	宇田祥子さんのおはなし会 ①大人のためのおはなし会&研修会 ②子どものおはなし会	中央図書館	
28	(月)	4月定例教育委員会	6階第4会議室	

3月定例教育委員会資料	
担当課	学校教育課
電話	30-8411（内線：7821）

## 説明・協議事項（2）

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部を  
改正する規則案要綱

### 1 改正の趣旨

鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）の題名改正に伴い、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則（平成29年鳥取市規則第36号）の当該条例への準用規定の表記を改めること及び所要の改正を目的とします。

### 2 改正の内容

本規則が準用する条例の題名を改正後の題名に改めることとします。（第8条第2項関係）

利用を開始している口座振替ダイレクトサービス（口座振替依頼書の提出により行っていた金融機関と納付義務者間の口座振替契約を、インターネット（パソコン・スマートフォン）を通じて行うサービス）について、本規則に規定がなかったことから、改めて当該規定を追加することとします。（第6条第3項関係）

### 3 施行期日等

この規則は、令和7年4月1日から施行することとし、第6条第3項の改正規定は公布の日から施行することとします。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則  
の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則（平成 29 年鳥取市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により当該指定金融機関等に口座振替依頼を行う場合は、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則（平成29年規則第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第36号</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（指定補助教材費の納入方法）</p> <p>第6条 納付義務者は、前条で通知のあった指定補助教材費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>2 市長は、口座振替の方法により指定補助教材費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。</p> <p>3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする納付義務者は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書（様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書（様式第4号））を指定金融機関等（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。）に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第36号</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（指定補助教材費の納入方法）</p> <p>第6条 納付義務者は、前条で通知のあった指定補助教材費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>2 市長は、口座振替の方法により指定補助教材費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。</p> <p>3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする納付義務者は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書（様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書（様式第4号））を指定金融機関等（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。）に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。</p>

ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により当該指定金融機関等に口座振替依頼を行う場合は、この限りでない。

4～5 （略）

第7条 （略）

（指定補助教材費の遅延損害金）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の指定補助教材費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その指定補助教材費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する。

第9条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による補助教材使用の申込みの手続その他指定補助教材費の納入のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前におい

4～5 （略）

第7条 （略）

（指定補助教材費の遅延損害金）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の指定補助教材費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その指定補助教材費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する。

第9条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による補助教材使用の申込みの手続その他指定補助教材費の納入のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前におい

でも行うことができる。

附 則（平成29年12月20日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（令和3年3月25日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係） （略）

様式第1号～第8号 （略）

でも行うことができる。

附 則（平成29年12月20日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（令和3年3月25日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） （略）

様式第1号～第8号 （略）

### 説明・協議事項（3）

3月定例教育委員会資料	
年月日	令和7年3月24日
担当課	学校保健給食課

#### 鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則案要綱

##### 1 改正の趣旨

鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）の題名改正に伴い、鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年鳥取市規則第35号）の当該条例への準用規定の表記を改めること及び所要の改正を目的とします。

##### 2 改正の内容

本規則が準用する条例の題名を改正後の題名に改めることとします。（第15条第2項関係）

利用を開始している口座振替ダイレクトサービス（口座振替依頼書の提出により行っていた金融機関と納付義務者間の口座振替契約を、インターネット（パソコン・スマートフォン）を通じて行うサービス）について、本規則に規定がなかったことから、改めて当該規定を追加することとします。（第7条第3項関係）

##### 3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとし、第7条第3項の改正規定は公布の日から施行することとします。

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 号

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年鳥取市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により当該指定金融機関等に口座振替依頼を行う場合は、この限りでない。

第15条第2項中「鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年規則第35号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市学校給食費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第35号</p> <p>(学校給食費の納入方法)</p> <p>第7条 納付義務者は、前条で通知のあった学校給食費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>2 市長は、口座振替の方法により学校給食費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。</p> <p>3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする納付義務者は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書(様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書(様式第4号))を指定金融機関等(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。)に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。<u>ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により当該指定金融機関等に口座振替依頼を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>○鳥取市学校給食費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第35号</p> <p>(学校給食費の納入方法)</p> <p>第7条 納付義務者は、前条で通知のあった学校給食費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。</p> <p>2 市長は、口座振替の方法により学校給食費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。</p> <p>3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする納付義務者は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書(様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書(様式第4号))を指定金融機関等(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。)に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。</p>

4～5 略

(学校給食費の遅延損害金)

第15条 市長は、第7条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の学校給食費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和36年鳥取市条例第14号)第5条第1項ただし書の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(見出…追加・旧附則…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(準備行為)

2 第3条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(本項…追加〔平成29年規則39号〕)

附 則 (平成29年12月20日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規則第27号)

4～5 略

(学校給食費の遅延損害金)

第15条 市長は、第7条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の学校給食費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和36年鳥取市条例第14号)第5条第1項ただし書の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(見出…追加・旧附則…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(準備行為)

2 第3条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(本項…追加〔平成29年規則39号〕)

附 則 (平成29年12月20日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥取市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前の学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（令和3年3月25日規則第22号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第5条、第13条関係）（略）

様式第1号～第9号（略）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥取市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前の学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（令和3年3月25日規則第22号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

別表（第5条、第13条関係）（略）

様式第1号～第9号（略）



## 報告事項（3）

3月定例教育委員会 資料	
令和7年3月24日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

# 鳥取マラソン 2025 の開催について ～鳥取砂丘から、完走&自己ベスト！～

## 1 概要

鳥取マラソンは、鳥取砂丘や鳥取城跡、仁風閣、万葉の里などをはじめとした本市の史跡・名所を巡るほか、千代川や田園地帯などの美しい自然景観も楽しめる『完全ワンウェイコース』となっている。

また、コース各所に設けるエイドステーションにおいて、多くのボランティアの協力による給水や鳥取特産のらっきょう、梨などをはじめ、地域住民手づくりの食べ物などの給食も提供しており、全国からも魅力的な大会として好評を博している。

## 2 主催

鳥取マラソン実行委員会

（鳥取市、鳥取県、新日本海新聞社、鳥取陸上競技協会の4者で構成）

## 3 期日

2025（令和7）年3月16日（日） 午前9時スタート

## 4 コース

鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース（42.195 km）

\*スタート：鳥取砂丘オアシス広場付近

\*フィニッシュ：ヤマタスポーツパーク陸上競技場（布勢総合運動公園内）

## 5 ゲストランナー

ハリー杉山、萩谷楓、岡本直己

## 6 大会スケジュール

- 8:45 開会式
- 9:00 スタート（スターター：深澤義彦市長）
- 11:30 表彰式（上位入賞者 随時）
- 15:00 最終走者フィニッシュ（制限時間；6時間 途中関門あり）

## 7 エントリー人数

3,369人（うち出走者数2,856人、完走者2,628人 完走率92.0%）

## 8 その他

約523人のボランティアが応募

# 鳥取マラソン2025 状況写真【R7.3.16(日)】



スタートセレモニー〔鳥取砂丘オアシス広場〕



スタート〔鳥取砂丘オアシス広場〕



エイドステーション①



エイドステーション②



エイドステーション③



エイドステーション④



フィニッシュ〔ヤマタスポーツパーク陸上競技場〕



定例教育委員会 資料	
令和7年3月24日	
担当課	総合教育センター
電話	36-6060

報告事項（4）

## 一人一台端末を活用した児童生徒の心身の健康観察 「今日の自分予報」を導入します

### 1 概要

令和7年度より、鳥取市立全小・中・義務教育学校において、一人一台端末を活用した児童生徒の心身の健康観察を実施します。この取組は、タブレットを使って、児童生徒の気持ちや相談の有無を確認し、様々な不安や悩み、個々の支援ニーズを把握することにより、相談支援のきっかけを増やし、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期対応を進め、適切な支援につなぐことを目的にしています。教職員による日々の行動観察や学校生活アンケート、面談等に加えて、子どもたちの不安や悩みを把握する補助ツールとして、鳥取市教育委員会が独自に作成した「今日の自分予報」を導入するものです。

### 2 対象

鳥取市立小・中・義務教育学校の全児童生徒

### 3 実施時期

令和7年4月から順次、各学校にて実施

※令和6年度に、小・中・義務教育学校5校で試行

### 4 実施方法「今日の自分予報」について

- ① 登校した児童生徒が朝、タブレットで気持ちの状況や相談の有無を回答します。（質問内容：①今朝の気持ち②相談の有無③相談内容）
- ② 児童生徒の回答が自動集計されます。相談有、気持ち（悪い）の回答や自由記述があった児童生徒については即座に抽出され、複数の教職員が状況を確認することができます。
- ③ 対応が必要と認められる児童生徒には、担任を中心に声掛けを行い、状況に応じ相談支援につなげていきます。
- ④ 児童生徒への声掛けの有無や内容に対して教職員で情報共有し、相談内容によっては、教職員だけでなく、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も交えた相談活動へ展開します。

# 今日の自分予報（導入計画）

## 1 目的

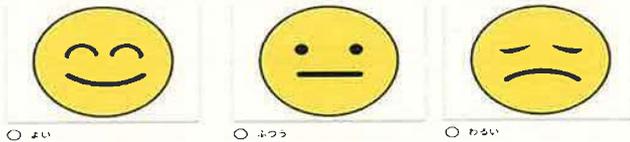
1人1台端末を使って、児童生徒の気持ちや相談の有無を確認しながら、児童生徒の様々な不安や悩み、個々の支援ニーズの把握することを通して、相談支援のきっかけづくりを増やし、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期対応を進め、適切な支援につなぐ。

## 2 概要

①朝、登校した児童生徒が1人1台端末で気持ちの状況や相談有無を回答する。

### 今朝の気持ち（選択）

今朝(けさ)の気持ちで1番近いものを1つえらびましょう。



### 先生に相談したいこと（選択）

先生に相談（そうだん）したいことがありますか？



### 相談内容（選択）

先生に相談（そうだん）したいことは何ですか？（いくつでも）\*

- 学習（がくしゅう）
- 友だち
- 先生
- 家ぞく
- 自分のこと
- その他で相談（そうだん）したいことがある

戻る

次へ

### 気になること・相談したいこと（自由記述）

何か気になることや相談（そうだん）したいことがあれば書いてください（書かなくてもよい）

回答を入力

戻る

送信

ホームをタップ

### 令和6年度試行学校

- ・小学校  
（中ノ郷・用瀬）
- ・中学校  
（中ノ郷・千代南）
- ・義務教育学校  
（鹿野学園）

②指定された時間に児童生徒の回答（相談有りの回答のみのシートと気持ち（悪い）の状況）が集計される。

・教職員はGoogleドライブにある自動的に集約された相談の有無、気持ちの状況（悪い）を確認する。

③今日の状況を確認の上、担任を中心に回答した児童生徒に声をかけ、相談活動を行う。また、相談ができたかどうかの有無や内容に対して教職員で共有する。

④相談内容や回答結果、月ごとの気持ちの状況等を学年間での情報共有、学年主任会や支援会議、校内不登校対策委員会、校内いじめ防止対策委員会等での資料として活用し、個々の支援ニーズの把握や適切な支援方法等を検討する。また、必要に応じてSC、SSW、LD等専門員へのつなぎ等も検討する。